



法令情報をつかむには②

吉田 利宏 Yoshida Toshihiro 元衆議院法制局参事

1987年衆議院法制局入局後、15年にわたり法案や修正案の作成に参画。主な著書に「法律を読む技術・学ぶ技術」[第3版](ダイヤモンド社)、「ビジネスマンのための法令体質改善ブック」(第一法規)など

通達・通知とは

サン＝テグジュペリの『星の王子さま』という物語に「本当に大切なものは目に見えない」という一節があります。「目に見えないけれど大切なもの」。愛情、友情、誠実さ……、私たちはどれだけそうしたものに囲まれて生きてきたでしょう。「その点、法律はシンプル。条文というものに書かれているから……」と思ったかもしれませんが、しかし、そうでもないのです。法律で一番大切なものも、やはり「目に見えにくい」ものなのです。その法律が守ろうとする公平や正義の価値がそれに当たります。条文はその価値に基づいて書かれていますが、十分に伝えきれない部分は解釈で補うことが想定されています。最終的な解釈は裁判所にしかできないのですが、法律を運用するうえで「こうしたことを大切にしたい」と行政の責任者が解釈やその参考を示すことがあります。連載第2回でお話しした**通達**もその手段の1つとなります。通達は「上司である行政機関が部下である行政機関に出す命令や指示」、そう説明しました。しかし、単なる命令や指示ではありません。法律が定められた背景や条文の趣旨なども同時に明らかにされていることも多いのです。特に、新たに法律が施行されたり、改正されたりした場合には添付された資料とともに「丁寧に」その価値を共有しようとしています。とはいえ、消費者行政は自治体が果たす役割がとても大きい分野です。国が自治体に思いを伝えたくとも、通達を出すことはできません。国と自治体は上下関係ではなく、対等な関係にあるからです。こうした場合

に使われるのが**通知**です。法律上は「技術上の助言」ということになります。ただ、目的とするところは通達と同じと考えていいでしょう。

通達、通知の搜索術

こんな通達や通知ですが、法令そのものではないため、すべてが省庁のウェブサイトに乗っているわけではありません。もっと言うと、たとえ法律の施行時に掲載されても、すぐにサイトのどこかに整理されて見つからなくなります。そこでお教えしたいのがその搜索術です。

法律施行時や法改正時の通達や通知を探すときには「〇〇法の施行について」とか「〇〇法の一部を改正する法律の施行について」というワードでネット検索してみてください。省庁のサイトの深いところに紛れてしまったものや、省庁のサイトから消えてしまって民間のサイトに転載されているものなどを見つけることができるかもしれません。たいがい通達、通知の題名の付け方はパターン化していますから、それを逆手に取った搜索をすればいいのです。通達や通知の添付文書としてQ&Aまで用意されていることもありますから、見つけたらプリントして手元に置いておきましょう。

廃止法令・失効した法令

満天に輝く星々の数は誰にも分からない。そう聞いたことがあります。現行法の数も同じといえば、意外に思うかもしれません。新たな法令などが制定され「廃止する」とされた法令の数は当然、分かります。しかし、法令自身は廃止されず、対象などがこの世からなくなったこと

で失効したとされる法令の数は数えられません。対象が「ある」ことの証明はできても、「無い」ことの証明は一筋縄ではいきません。こうしたことがあっても、廃止された法令についてなら調べることができます。国立国会図書館の日本法令索引*では現行法令(現行法やその政省令など)はもちろん、廃止法令でもその内容を知ることができます。「廃止された法令なんてどうして知る必要があるの?」と思うかもしれませんが、しかし、古い判例や古い通達にはこうした廃止法令が関係していることがあります。そうした判例や通達の本当の意味は廃止された法令の内容を見ても見ないと分からないはずです。

法令沿革の利用

日本法令索引には少し変わった調べ方ができます。例えば、制定当時の法律の規定が問題となった判例があったとしましょう。現行法ではその条文の内容は変わってしまっています。これでは判例を正確に理解できません。日本法令索引では制定時、どんな条文だったのか、その後、いつ、どのような改正が行われてきたかが分かるようになっていきます。これを**法令沿革**といいます。大げさにいえば、その法律の歩んできた人生(!?)のすべてが明らかになっているといえるのです。さらに、改正法の条文ばかりでなく、その改正の際の国会会議録も参照できるようになっています。至れり尽くせりという感じです。

さらに古い紙の六法があると完璧です。日本法令索引で調べた改正条文を見ながら、「ああ、こう変わったんだ」と溶け込んだ後の条文を見ることができるからです。前回、家にある古い六法は役に立たないといいましたが、何十年分も揃っている場合には別です。こうした使い方ができます。図書館に古い六法が一揃い置かれているのも理由があります。

附帯決議を探す

さらに、法律には**附帯決議**という情報源もあります。附帯決議というのは、国会(衆議院・参議院)の委員会で法案が可決される際になされる決議のことです。法案可決に付帯して行われることからこの名前が付けられています。

ただ、附帯決議は可決されるすべての法案に付されるわけではありません。「まだ内容が不十分だ!」と主張する野党などへ配慮して今後の法改正の道筋を示したり、「運用の枠をガッチリはめる必要がある」と国会が考えたりしたときなどに置かれるものなのです。附帯決議はその法案が可決したときに付されるのですから、委員会の会議録でいえば、審議の最終日のしかも最終ページにあります。先ほどお話ししたように、国会会議録は日本法令索引を通じて手に入れることができます。それぞれの改正沿革の「審議経過」のタブに触れれば関連する国会会議録のページにたどり着くことができます。関係する附帯決議を手に入れることができれば、運用に当たっての注意事項や次の改正項目のいくつかが見えてくることでしょう。

アプローチ上手になろう

法令は刻々と変わっていきます。また、判例も日々積み重なっていきます。法令の数が少なく、改正もまれだった時代ならともかく、現代では、これらを追い続けることは不可能です。「××法の第○条に何が書かれている」ということが法律知識ではありません。「法令や裁判のしくみを知ったうえで必要な情報にアプローチできること」。それこそが一番大事な法律知識といえます。

法令も恋と同じ。上手にアプローチさえできれば、期待以上の結果(情報)を手にすることができるはずですよ。

* 日本法令索引 <https://hourei.ndl.go.jp/#/>